

反動判決弾劾

怒りの 記者会見

五月二三日、東京高等裁判所八二四号法廷において、動労千葉の「清算事業団公判」として、一審を経て控訴審へと持ち込まれた、雇用関係の確認を求めた訴訟の判決が言い渡された。

越山裁判長（野田裁判長代読）

は「この請求を棄却する」と言う反動判決を言渡した。この判決は「国鉄改革法は、国鉄との雇用契約関係をJRに当然に継承されるものではない」と言う、一審の千葉地裁判決を指示するもので、全く許せない判決である。

この判決は、国鉄が分割・民営されて以来、JR側の見解として出されている「国鉄とJR各社の間に同一性はない」と言う立場が一貫されているものである。

この判決に対し、動労千葉弁護団の葉山弁護士は「判決ならざる判決である」と弾劾し、更に「一審、二審とも一切の証人調べもせず、国鉄改革法二三条を盾にこの判決を下した。これは極めて政治的である。設立委員会が、国鉄から名簿を預かり、その名簿から

採用する。」これに対し、佐藤昭夫早稲田大学教授の鑑定書によると「国鉄が作成した名簿、これ自体が不当労働行為である」としている。そして「これはこの闘いの第二の出発点である」と位置づけている。

続いて内藤弁護士から「国鉄改革法二三条によってこの判決になった。これは、国鉄・JR・JR東日本が結託しているに他ならない。これは、この事件について事実調べを一切していない事をみれば明らかである」とし「この判決によって、動労千葉が今後なにをやるかが問われている」とした。

次に鈴木弁護士から「所属組合によって採用差別し、不当労働行為を隠蔽し、あらゆる権利を剥脱している。三権分立は、まやかしである」と弾劾した。更に判決文では、「新規採用については、採用の自由によって採用している」とあるが「分割・民営化」は、「新規採用」と言えるのか。何故、車両、駅舎、線路、電気・施設関係、あらゆる設備は継承している

のに、「雇用」だけ継承しないのか
「これは、労働組合法・労働関係調整法及び民法をも無視している」
「これは、国鉄改革法二三条によって全ての雇用関係を切ってしまうからである」と訴えた。
この判決を受けて、当該の高石さんは「最高裁まで闘う。現職復帰まで頑張る」と力強く訴えた。続いて同じく判決を受けた塩崎さんよ、「この闘いは、私達だけのものではない。動労千葉全体で取り組もう」と、これからの闘いを示唆した。最後に田中書記長から「これで終わりではない。これからが本場の闘いだ。」としてこの裁判闘争を締め括った。



〔判決後記者会見する動労千葉弁護団〕